

市会議案第 24 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。
平成 27 年 8 月 5 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 藤木 栄亮

吹田市議会規則第 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

吹田市議会会議規則（昭和43年吹田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出席できない」を「出席することができない」に、「付け」を「明らかにして」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、産前又は産後の期間にあるため出席することができないときは、期間を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第80条中「出席できない」を「出席することができない」に、「付け」を「明らかにして」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、産前又は産後の期間にあるため出席することができないときは、期間を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成27年8月5日から施行する。

吹田市議会会議規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため<u>出席できない</u>ときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため<u>出席することができない</u>ときは、その理由を<u>明らかにして</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、産前又は産後の期間にあるため出席することができないときは、期間を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第80条 委員は、事故のため<u>出席できない</u>ときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第80条 委員は、事故のため<u>出席することができない</u>ときは、その理由を<u>明らかにして</u>、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、産前又は産後の期間にあるため出席することができないときは、期間を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>